

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月8日

【報告者の名称】 太平洋工業株式会社

【報告者の所在地】 岐阜県大垣市久徳町100番地

【最寄りの連絡場所】 岐阜県大垣市久徳町100番地

【電話番号】 (0584)93-0117

【事務連絡者氏名】 理事 経理部長 渡辺 智

【縦覧に供する場所】 太平洋工業株式会社
(岐阜県大垣市久徳町100番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「当社」とは、太平洋工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社COREをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注8) 本公開買付けは、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注10) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みま
す。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking
statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結
果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開
買付者、当社又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された予測
等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」
は、本書提出日の時点で公開買付者及び当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けら
れている場合を除き、公開買付者、当社及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を
変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注11) 公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係会社を含みま
す。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国
1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e - 5(b)上許容される範囲で、当社株式を自
己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公
開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が
日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英
語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年7月28日付で提出した意見表明報告書(当社が2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付、2025年10月23日付、2025年11月7日付及び2025年11月21日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

(7) 本公開買付けに関する重要な合意

本応募合意(P E Cホールディングス)

本応募合意(朝日興業)

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

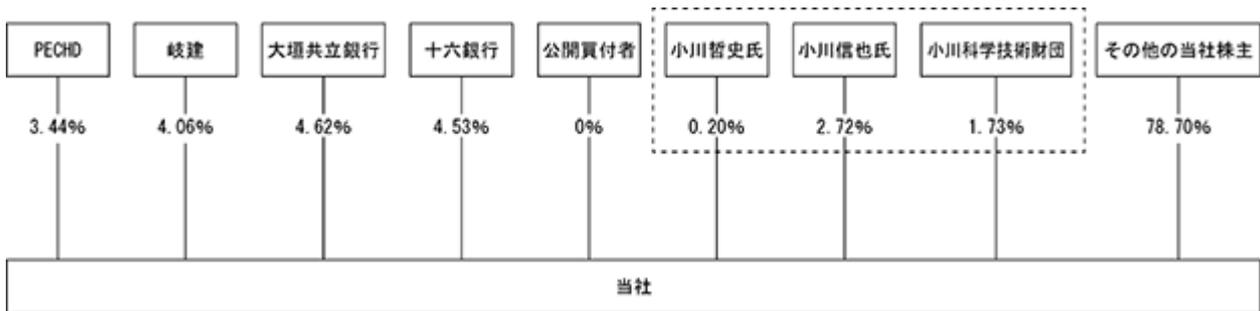
本公開買付けの概要

(訂正前)

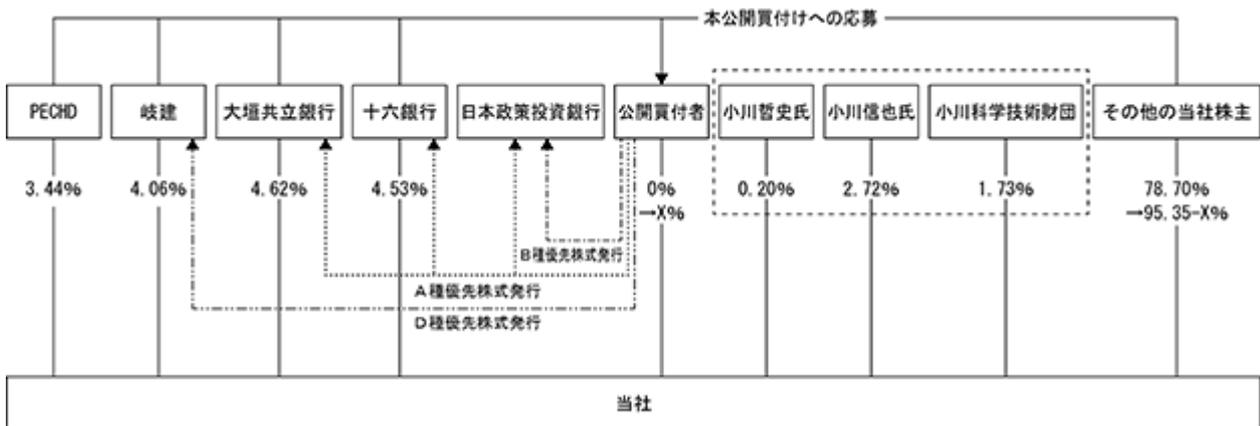
< 前略 >

以下は、本取引の概要を図示したものです。

・ 現状(本書提出日現在)

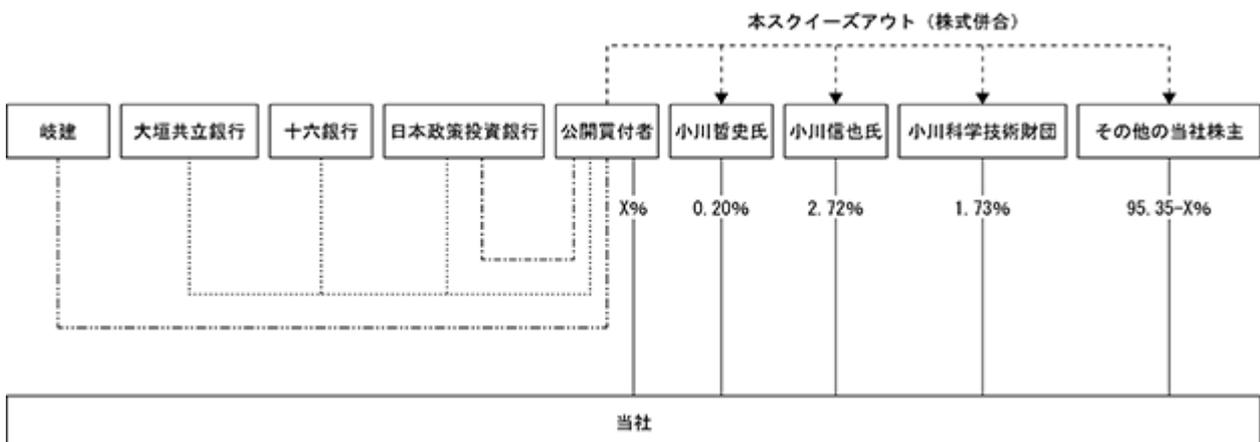


・ 本公開買付けの決済(2025年12月15日)



※X%は本公開買付けの応募株式数に係る所有割合

・ 本スクイズアウト手続の実施(2026年2月上旬~2026年3月下旬頃(予定))



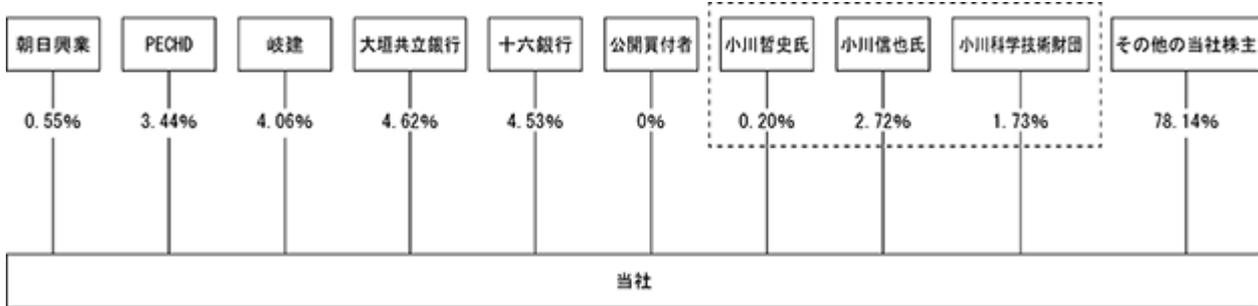
< 後略 >

(訂正後)

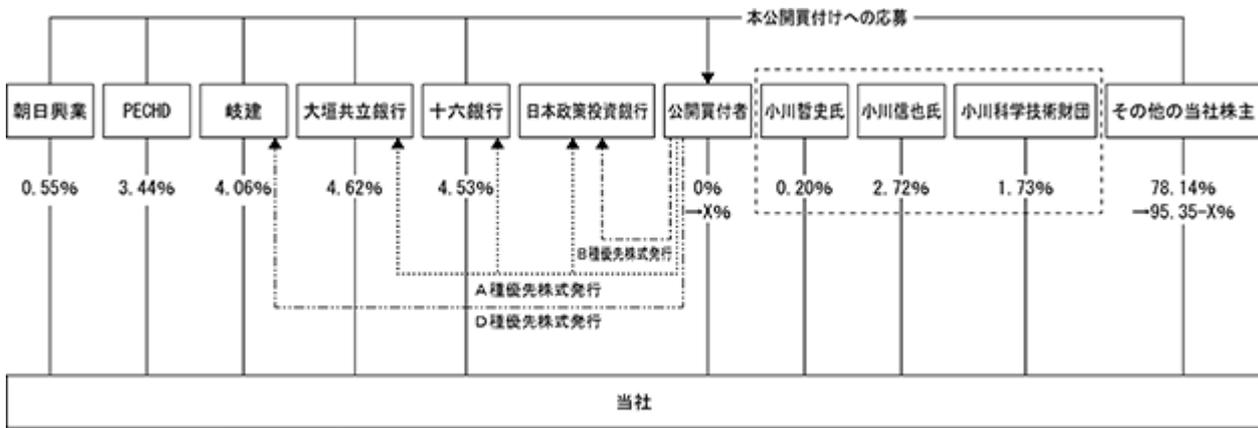
< 前略 >

以下は、本取引の概要を図示したものです。

・ 現状(本書提出日現在)

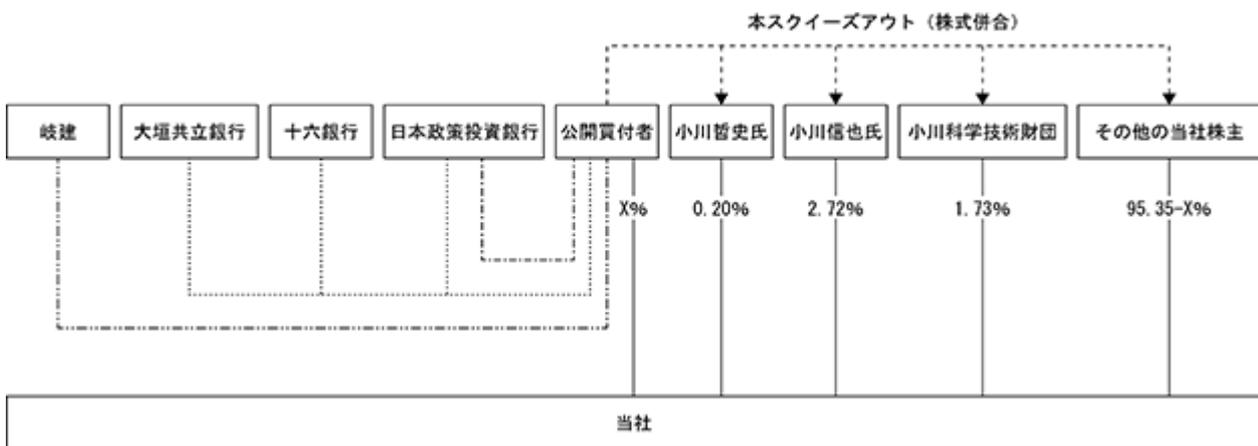


・ 本公開買付けの決済(2025年12月29日)



※X%は本公開買付けの応募株式数に係る所有割合

・ 本スキーズアウト手続の実施(2026年2月中旬～2026年4月上旬頃(予定))



< 後略 >

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

当社が下記「(3) 算定に関する事項」の「当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、ブルータス(下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に定義します。)から2025年11月20日付で当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書を取得したことに伴い、公開買付者は、2025年11月21日、公開買付届出書の訂正届出書(以下「2025年11月21日付訂正届出書」といいます。)の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2025年11月21日付訂正届出書の提出日である2025年11月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年12月8日まで延長し、合計90営業日とすることとしたとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

当社が下記「(3) 算定に関する事項」の「当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、ブルータス(下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に定義します。)から2025年11月20日付で当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書を取得したことに伴い、公開買付者は、2025年11月21日、公開買付届出書の訂正届出書(以下「2025年11月21日付訂正届出書」といいます。)の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2025年11月21日付訂正届出書の提出日である2025年11月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年12月8日まで延長し、合計90営業日とすることとしたとのことです。

さらにその後、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月21日以降、当社の株主である朝日興業株式会社(以下「朝日興業」といいます。)(所有株式数：319,346株、所有割合：0.55%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、同年12月8日、朝日興業との間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意(以下「本応募合意(朝日興業)」といいます。)したことから、2025年12月8日、公開買付届出書の訂正届出書(以下「2025年12月8日付訂正届出書」といいます。)を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2025年12月8日付訂正届出書の提出日である2025年12月8日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年12月22日まで延長し、合計100営業日とすることとしたとのことです。本応募合意(朝日興業)の詳細につきましては、下記「(7) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えている一方で、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案すると、公開買付期間中に行った基準日設定公告に係る基準日を取り消した上で再度基準日設定公告を行わざるを得ない可能性も否定できず、当社の株主の皆様の混乱を招かないようにする観点からは、当社に対する基準日設定公告を行うことの要請を公開買付期間中ではなく本公開買付けの成立後に行うことが望ましいと判断したため、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026年2月上旬～2026年2月下旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えている一方で、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案すると、公開買付期間中に行った基準日設定公告に係る基準日を取り消した上で再度基準日設定公告を行わざるを得ない可能性も否定できず、当社の株主の皆様の混乱を招かないようにする観点からは、当社に対する基準日設定公告を行うことの要請を公開買付期間中ではなく本公開買付けの成立後に行うことが望ましいと判断したため、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026年2月中旬～2026年3月上旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。

<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、90営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、上記「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、100営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、上記「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。

マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、本書提出日現在、当社株式及び本新株予約権を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限(35,841,900株、所有割合：62.02%)は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から、小川信也氏の所有株式数1,573,305株(所有割合：2.72%)、小川哲史氏の所有株式数：116,127株(所有割合：0.20%)及び本財団の所有株式数1,000,000株(所有割合：1.73%)並びに岐建の所有株式数2,344,994株(所有割合：4.06%)及びP E Cホールディングスの所有株式数1,987,000株(所有割合：3.44%)の合計株式数(7,021,426株)を控除した株式数(50,770,223株)の半数に相当する株式数(25,385,112株、所有割合：43.93%)を上回っているとのことです。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式及び本新株予約権の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を充たしたものとなっており、当社の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、本書提出日現在、当社株式及び本新株予約権を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限(35,841,900株、所有割合：62.02%)は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から、小川信也氏の所有株式数1,573,305株(所有割合：2.72%)、小川哲史氏の所有株式数：116,127株(所有割合：0.20%)及び本財団の所有株式数1,000,000株(所有割合：1.73%)並びに岐建の所有株式数2,344,994株(所有割合：4.06%)、PECホールディングスの所有株式数1,987,000株(所有割合：3.44%)及び朝日興業の所有株式数319,346株(所有割合：0.55%)の合計株式数(7,340,772株)を控除した株式数(50,450,877株)の半数に相当する株式数(25,225,439株、所有割合：43.65%)を上回っているとのことです。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式及び本新株予約権の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を充たしたものとなっており、当社の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えているとのことです。

(7) 本公開買付けに関する重要な合意

(訂正前)

<前略>

本応募合意(PECホールディングス)

公開買付者は、2025年11月7日、PECホールディングスとの間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意しているとのことです。

(訂正後)

<前略>

本応募合意(PECホールディングス)

公開買付者は、2025年11月7日、PECホールディングスとの間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意しているとのことです。

本応募合意(朝日興業)

公開買付者は、2025年12月8日、朝日興業との間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意しているとのことです。

以上